

## 市施設利用再開方針（令和3年3月4日）

### 1 再開にあたって

1月8日、緊急事態宣言が発令されて以降、施設が利用できないことにより、市民の皆さんの日々の運動やコミュニケーションの不足、生き甲斐の喪失といった懸念が生じていました。また、3月は、卒業・卒団のシーズンであり、コロナ禍においても、せめて例年と同様に、思い出を作ってもらいたいという思いがあります。

約2か月間、市民の皆さんが、様々な制約にご理解・ご協力していただいたおかげで、本市の新型コロナウイルスの新規感染者数は、ここ2週間余りは一桁台で推移しています。

これら市内の感染状況の落ち着き、市民の心身の健康の維持、及び3月という時期等を総合的に考慮し、市施設の利用を条件付きで再開します。

なお、再開にあたっては、引き続き感染予防策の徹底をお願いします。

### 2 再開施設の対応

#### (1) 再開時期

令和3年3月8日（月）

#### (2) 再開施設

再開施設一覧表のとおり

#### (3) 再開施設の利用条件（緊急事態宣言期間中のみ）

- ① スポーツは、チーム・団体内の練習利用のみとし、大会や練習試合等は禁止とする
- ② 20時以降の新規予約は不可とする。
- ③ 市外居住者の利用を禁止する。

主利用者が明らかに市外居住者であると判断される場合には、利用禁止とする。但し、市主催・共催・後援事業・学校の部活動で利用する場合及び運営上の課題（公共施設予約システムが市内在住・在勤・在学である、予約制でない施設等）がある場合は、その限りでない。

### 3 施設における営業時間や酒類提供時間について

市の施設を民間事業者等が利用している場合、特措法第24条第9項に基づく神奈川県から時短営業等の要請のある期間中は、営業時間や酒類提供時間について、県の方針を遵守するよう働きかけを行う。